

きずな子ども発達支援センター

勤 務 先	きずな子ども発達支援センター
勤 務 地	高岡市江尻 279 番地
職 務 内 容	保育士（産育休代替、集団生活が困難で特別な配慮が必要な未就学児の支援）
募 集 人 員	1 名
雇 用 予 定 期 間	令和 8 年 8 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 ※雇用期間は職員の育児休業終了まで更新する可能性があります。（育休終了予定日：令和 9 年 11 月 22 日）
勤 務 時 間	9 時 00 分～16 時 30 分
休 憩 時 間	14 時 30 分～15 時 30 分
勤 務 日 数	週 5 日（休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日～1 月 3 日）
年 次 有 給 休 暇	10 日
報 酬 等	時間額 1,310 円、特殊勤務手当支給あり ・通勤手当相当額支給あり（2km 以上） ・期末・勤勉手当あり ・退職金なし
加 入 保 険 等	・雇用保険加入 ・厚生年金加入 ・共済組合（健康保険）加入
そ の 他	・保育士資格を有する方 ・本業務に従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
面接についての問合せ・申込み	きずな子ども発達支援センター（担当：林） 電話 0766-21-3615